

平成19年度新宿区外部評価委員会 第1部会
第2回 会議要旨

<出席者>

外部評価委員（5名）

卯月部会長（会長）、大塚委員、須貝委員、芳賀委員、渡辺委員

事務局（1名）

関原企画政策課主査

説明者（11名）

施策22「防災都市づくり」・施策23「地域ぐるみの防災体制づくり」（7名）

危機管理課長、歌舞伎町対策等担当副参事、職員課長、道とみどりの課長、土木課長、地域整備課長、建築課長

施策26「みどりと水の豊かなまちづくり」（2名）

道とみどりの課長、土木課長

施策36「資源循環型社会の形成」（2名）

リサイクル清掃課長、新宿清掃事務所長

<場所>

区役所本庁舎6階 第2委員会室

<開会>

【部会長】

新宿区外部評価委員会第1部会のヒアリングを始めます。第1部会は、まちづくり、環境、みどり、安全安心と、どちらかといえばハード面のことを中心としているテーマを題材にしております。ただ、もちろんハードなそういった環境だけではなく、特に今日の最初のテーマである防災等はハードなものソフトなものとの合体というようなこともございますので、そのように理解いただければと思います。

9時40分から10時40分まで1時間ということで、この最初のパートを始めたいと思います。

最初のパートは、施策の番号で申し上げますと22番の防災都市づくりということと、23番、地域ぐるみの防災体制づくりということで、主に安全安心、防災というような立場でお話をお伺いしたいと思います。

それではまず、最初にご出席の方が大変多いんですが、所属とお名前だけご紹介いただくと大変ありがたいと思います。

<説明者自己紹介>

【部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、まずこのテーマに関しまして、5分程度で施策の全体の概要をご説明いただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【説明者】

地域整備課長です。よろしくお願いいたします。

お手元にあります行政評価実施結果報告書の本編、101ページになります。私からは「防災都市づくり」、これについてご説明させていただきます。

まず、目的でございますけれども、「建築物の不燃化、耐震化の促進及び道路や広場の整備等により、都市防災機能の向上を図るとともに、総合的な治水対策の推進を図り、災害に強いまちづくりを推進します」ということが目的でございます。

目的に対しまして、施策の方向ということで7つほどあげてございます。最初には「木造住宅密集地区において」と、それから次には、「百人町三・四丁目地区におけるまちづくり」でございます。それから、3番目、「河川改修や下水道の整備を促進し、総合的な治水対策を推進します。」それから、4番目としまして、「歌舞伎町を誰もが安心して歩き、楽しめるまちへ再生していく。」それから、「区民と事業者、区が協働・連携して安全・安心なまちづくりを進めます。」

次に、「建築物の中間検査、完了検査の受検率の向上を図るとともに、建築に関する相談体制を強化、充実します。」最後に、「木造・非木造住宅の耐震調査・計画及び木造住宅の補強工事に対する助成を行います」ということが施策の方向でございます。

成果指標が次の表にございますけれども、成果指標につきましては、これだけの施策の中でさまざまな指標の取り方ということが議論になるかと思えます。区におきまして、その議論を受けまして、3つほど指標を定めております。まず、「建築物工事中間検査受検率」の向上ということでございます。それから、「重点地区指定数」、それから「予備耐震診断実施件数」。

これらの選定でございますけれども、防災都市づくりにおきまして、まちづくりを、これを再生し、安全安心なまちづくりを進めていくという観点の中で、今後、さまざまな事業を展開する上で建築物の耐震性、またその品質確保ということがかなり重要なファクターであると考えております。その中で建築物の、今、世間で言います建築に対する不安がございますけれども、そういうものの充実ということで指標としてあげてございます。

2番目の「重点地区指定数」でございますけれども、これにつきましては安全推進地域活動重点地区ということで、これはソフト面にございますけれども、これを拡充していくということでございます。

それから、最後の「予備耐震診断実施件数」、これにつきましては18年度途中から事業を開始しております。これにつきましては、近年の震災対策におきまして、建築物の耐震性、また人命の保護ということで、今後この予備診断を行いまして、それをさらに耐震支援をしていく、より充実させていくという観点から指標を定めてございます。この3つの

指標を定めております。

それぞれの目標水準でございますけれども、1番の「建築物工事の中間検査受検率」につきましては、考え方といたしまして90%、19年度に90%水準としてございます。これにつきましては、16年度から18年度までの推移を見ますと、約83%から96%ということでございます。この中で90%という高い水準を設定してございます。

2番目の「重点地区指定数」でございますけれども、18年度より7地区増えまして、既に20地区を指定してございますけれども、19年度までに20地区を水準としてございます。

それから、「予備耐震診断実施件数」でございますけれども、これにつきましては16年から18年まで、この間におきまして、実施件数といたしまして約90件から111件という実数がございます。本件につきましては100件と、19年度を100件ということで水準を定めております。

右のページへまいります。評価の内容です。四角で囲まれた総合評価でございます。この総合評価につきましては、先ほどの施策の方向の中から、まず第1としまして、密集市街地の改善でございます。これにつきましては四谷地区でございますけれども、若葉3-2地区で共同化による建替えが進んでおります。

それから、2番目の百人町三・四丁目でございますけれども、これにつきましては住環境整備と防災性の向上が図られている。順次ポケットパークを整備し、公園等を整備していくということで公園の整備が充実されている。また、住宅市街地総合整備事業におきまして、都営住宅において建替えが図られまして、道路の基盤整備等が行われているということでございます。

それから、次の3番目につきましては、18年度に、後半にありますけれども、安全推進地域活動重点地区、これが7地区増えまして、これからは新宿区の防災都市に向けて大きな推進となるものということで評価してございます。

最後に、耐震化支援事業でございますけれども、事業が年度途中で実施されたことがありまして、数値的成果を十分にあげられませんでした、という評価でございます。これらのものを総合的に評価いたしましてB評価ということで評価してございます。

そのほかにつきましては、事務事業の評価ということで、これは別冊のほうで書かれておりますけれども、このような評価をいたしたところでございます。

以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。もう一つのほうは。

【説明者】

危機管理課長です。

私から次のページ、103ページになりますが、「地域ぐるみの防災体制づくり」につきましてご説明をさせていただきます。

ハード面とソフト面におきましてさまざまな対策を練ることによって、区民が逃げなくてすむまちづくりを目指しているわけですが、どちらかというと私どもはソフト面の体制に対応するというようなセクションになります。

施策の目的ですが、「減災社会の実現」ということで、平成17年、国におきまして、中央防災会議におきまして減災目標を定めまして、平成27年まで10年間におきまして半減をしていくという大きな目標が掲げられました。その中で減災社会という言葉が言われ始めまして、非常に東京都におきまして、それから地方自治体におきまして減災社会という大きな目標に向かって進むわけですが、私たちも同じように目的とします。ここに掲げたとおり、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という減災社会に向けての視点に立ちまして、「区民や事業者、それから行政がそれぞれの役割」ということで、特にこのところでは国のほうでも言っておりますが、ネットワークづくりということをおこなっております。

自助の部分、自分が、区民自身が、何ができるのか、それから地域のコミュニティ等を活用した共助の世界、そしてもう一つは行政がやる公助の世界、この3つのネットワークをつくって、国民的な運動を展開することによって、初めて減災社会に対して立ち向かっていけるのではないかと、こういう形の考え方がありまして、ここにあって「自分たちのまちを、自分たちで守る」ということを掲げてございます。

手段ですが、その中の一部になりますけれども、「多目的環境防災広場に防災資機材倉庫を設置する。」それから、ライフラインがとまるということが予測されますので、「飲料水や生活用水の確保」といった問題、それから2番目としまして「防災ボランティアの活動」、この辺は先ほど申した中では共助の部分で、自分たちのまちを自分たちで守るけれども、それを協力し合っていかなければいけない。そこに対してボランティアを投入していくという意味での考え方をここに入れさせていただいております。

それから、平成27年度におきまして、実際は半減でございますので被害は起こるといふ、そういう思いからいきますと「避難所の耐震補強工事等」、こういったことも出していかなければいけないということで、3番目にこういったものを掲げてございます。

そして、4番目としまして、一方におきましては、行政の公助の部分の中での支援体制を強化していかなければいけないということで、「職員防災住宅を整備いたしまして、災害発生時の初期活動に従事する職員を確保する」、こういう形で対処手段を考えてございます。

施策の方向は、「地域の防災体制の確保」、それから2番目としまして「救援・救護体制の整備」、そして3番目として「災害活動体制の整備」ということで載せてございます。

それから、成果指標でございますが3つございます。1つは、「地域の防災体制の確保」ということで、この部分では「防災ボランティアの育成」と、それから「多目的環境防災広場の確保」ということを掲げました。それから、次の部分では「救援・救護体制の整備」でございますが、これにつきましては「災害対策用各種水利の確保」ということで、直下型の被害の想定の中でも、新宿区におきましては最大8,000棟が、一瞬に全壊を

する。その中で約5,800棟が火災によって全壊をしてしまうということが言われております。東京都におきましては、特に地震の後に起こる火災に対する備えというものを十分していかなければいけないということが、東京都の地域防災計画の中で言われております。新宿区におきましてもその特性は同じでございます、この辺については強化をしていくことで「水利の確保等」を掲げているものでございます。

それから、「災害活動体制の整備」でございますが、これは行政側としての支援の部分を高めていく。役所の夜間、それから休日等においての職員が手薄になったときについてのいち早い体制を整えるために職員住宅が必要だということで掲げてございます。

それから、主な取組みでございますが、104ページのほうにいきますと、主な取組みとしましては、この「多目的環境防災広場につきましては、おおむね100㎡程度のものを各特別出張所管内に1カ所ずつ置こう」というもの。それから、「防災サポーターの育成」をしていくということで、これにつきましては今、56名で体制を整えてございます。

それから、「旧耐震の基準で設計されました区立の小・中学校や、それから福祉施設につきましては耐震補強を進めていく」というものでございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、火事に備えるために「小型防火貯水槽の設置や維持」というのをやっていく。それから、被害が出るという想定でございますので、「災害用トイレ」ライフラインがとまってしまいますので、そのときトイレの問題については、これは必要であろうということで、下水道利用型のトイレになりますが、そういったトイレの整備を第一次避難所につけるといことと、それから「災害対策要員の確保」でございます。

評価でございますが、から まででございます。「多目的環境防災広場」につきましては、実は未達成の地域が5地域ございます。そして、今後ともこの確保については非常に困難であるという状況がございます。

それから、「防災サポーター」につきましては、当初、防災アドバイザーとそれから避難所情報ボランティアという形でスタートをしましたが、活動しているうちに1つに取りまとめたほうがいいということで、「防災サポーター」という形に生まれ変わりを、現在活動を展開しているというものでございます。

それから、3番目としましては、「第一次避難所となる区立の小・中学校の校舎と屋内運動場」、これを、17年度から3カ年計画ですが、耐震工事を前倒しで実施して、19年度中にはおおむねこれが完了するというものでございます。

それから、4番目の「各種水利の確保」につきましては、順調に進められておりまして、現在のところおおむね充足されているというふうに考えてございます。

それから、避難所の管理運営につきましては順調に進んでおりまして、地域の皆さん方のご協力をいただく「避難所運営管理協議会」、ここを重点的にやることによって、災害でいざというときに、先ほどの共助の部分の中でこういう協議会を立ち上げて、その中で避難所をうまく運営していくというものでございます。順調に推移していると考えてござい

ます。

それから、「職員防災住宅」につきましては、当初20年度に職員住宅から防災住宅に変えるものでございましたが、1年前倒しで各施設が順調に耐震化を進めておりますので、平成19年度から職員住宅からこれが防災住宅と名称が変更になりまして、危機管理課の所管になってきているという状態でございます。

今後の取組みでございますが、先ほど言いました1番目の「多目的環境防災広場」につきましては取得が難しいということもございまして、今後は富久町公務員宿舎跡地に公園が予定されております。約4,000㎡を超える公園でございますが、こういったところの活用を考えていくという形に方向を転換していきたいと考えています。

それから、「防災サポーター」につきましては、今年は防災士の資格を取っていただくということで、資質等を高めながら地域に信頼されるサポーターとなるように、今後とも一緒に活動を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、「耐震補強工事」につきましては、19年度までにおおむね完了という形になります。

それから、4番目の「小型防火貯水槽」につきましては、おおむね充足しているという考え方で、今後についてはそういった場所をもしも確保されるようであれば、例えば広域に開発をされることによって、その地域に必要という判断があれば、そこでもって設置をしていくという形をとりたいというふうに考えてございます。

それから、災害時の避難所運営を安定的なものにするということで、これ実は17年度に監査委員の行政監査、新宿区の地域防災計画の行政監査を受けました。その中で、やはり地域における共助の部分というのはまだまだ足りないのではないかとということで、行政側としてもその辺をしっかりと支援をしていくということの指摘を受けましたので、そういう形に基づきまして、年2回以上開催することによって、もう一度地域の方たちが自分たちの地域を見直すという視点から、この協議会を活発化するというところで、今後ともこの会議については、年1回以上の定期的な開催をしていただくという形で進んでいきたいというふうに思っております。

それから、「職員防災住宅」につきましては、「勤務時間外の災害発生の際に活動する災害対策要員の確保」ということで図っていきたいというふうに考えております。

それから、その総合評価でございますが、下のところになりますけれども、残念ながら「多目的環境防災広場の確保」につきましては、私ども達成ができませんでしたので、これはD評価とさせていただきます。

それから、「避難所等の震災対策」につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり耐震化等、前倒しで進んでおります。というところからこの辺はA、その他のものにつきましては、一応当初の予定どおりという形でB評価という形で対応させていただいたものでございます。

以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、あらかじめこちらから出した質問に対してはご回答いただいております、資料番号13という形で配られてございました。これを全部繰り返しては時間が全くございませんので、その回答を一応ご覧になったうえで、これだけではなかなかわかりにくいと、さらに質問したいということがあればするという形で意見交換をしていきたいと思っております。

一応2つ、防災都市づくりと地域ぐるみの防災体制づくりとありますので、まず初めのほうの防災都市づくり、主にハード面、こちらのほうで委員の方々、回答をごらんになって何か質問したいことがございましたら挙手をお願いいたします。

【委員】

百人町三・四丁目地区のことをちょっとお尋ねしたいんですが、あの区画の20%に相当するぐらいの区画を、道路用地だったりあるいは区管理地だったりという名目で区が取得している。地区計画になると、そのぐらいの区画を区が買い取って公園にしたりということは当たり前なんですか。

【説明者】

地域整備課長です。地区計画一般であのような形が出るということでは必ずしもないというふうに思っております。地区計画の進め方におきましては、いわゆる開発型の地区計画でありますとか、保全型の地区計画、あるいは修復型の地区計画、まさしく百人町のような例がそれに該当するわけでございますけれども、例えば建物の改修に合わせて時間をかけながら緩やかに進めていく地区計画というのがございます。

今回のこの百人町三丁目については、相当数多くの地建者の方がいらっしゃるという中で、もともとあそこの木造住宅密集地域のところをどうしていくとか、そういうことがあったわけですが、その際に幾つかのパターンが出てございまして、集合住宅に移っていただくというようなケース、あるいはその地域の方、街区内といいますか、比較的まとまった例えば3軒、6軒がまとまって共同で建替えをいただくケースがございました。

その中で今回の百人町の特徴的な部分でございまして、今でいうと国土交通省ですけれども、建築研究所というのがありまして、その用地が売却の予定があるということがございまして、そういうことであればまちづくりにそれを生かしていくというようなことでスタートした地区計画ということになってございます。

そういった中で、土地を動かすと言いますか、お住まいの方がかなり大きく移転していただくというようなケースが多くなってございましたので、そういったことからすると、ここについては買収する土地が増えていたり、公園についても大規模な公園をつくるというようなことがございましたので、ほかに比べると土地の買収量というのは多くなっているというふうには思っております。

【委員】

広域避難場所指定ということは、ここの中に避難場所の公園、広い空き地をつくれと、こういう考え方なんですか。と言いますのは、この近くには広い公園がいっぱいありますし、周りはみんな高層マンションだったり何なりで、空き地がゆったりありますね。そんな中で、ここを密集地区と言うならば密集なんですけれども、その地区の中にまた広い公園を設けるという考え方なんですか。

【説明者】

危機管理課長です。広域避難場所につきましては、東京都が指定をするんですが、基本的には地域で火災が発生しますよね。そのときに火事を遮蔽できるようなオープンスペースがあるとか、それから高層住宅があって、その建物によって火事を抑えることができる、そういう地域と認められる場合は、逆に東京都が指定をしていくという形ございまして、「指定をしてから公園をつくる」ということではなくて、逆に「そういう状況があれば、東京都がこれを指定しますよ」という形になっておりますので、そういう地域であるという判断のもとに、東京都は広域避難場所として指定したと、こういう形になっております。

【委員】

地区計画を担当者から見せていただいたんですね。その地区計画では、区画街路とっていっぱい道路をつくるんだと、こういう計画のようですね。例えば区画街路6号とか、こういう道を、区画をどかしてつくるって、何のためにこの道をつくるのかしらと思う。それは住んでいる人に役に立つんだろうか、あるいは通過道路として意義があるんだろうか。どこから見ても「こんなことを本当にやる気なの」と思うのが地区計画ではなっている。そして、道路用地として取得したとか、今度はポケットパークに変わっていますね。

初めに言いましたが、地区計画になると、地域の20%も区が土地を買い上げて、20%買い上げるということは、かなりすきすきですよ。だから、そこまでやるべきものなのですか、地区計画というのはそんなにすごいものなんですか。

【部会長】

ちょっと別な形で質問してみてください。

【委員】

と言いますのは、区内には同じように細街路だとかそういったところはいっぱいあるんですね。その点、百人町三丁目地区というのは相当建替えが済んでいて、木造のどうかという地域とは必ずしも思えないんですけども。

【部会長】

委員が言われたことは、この防災都市づくりという大きな事業の中で、百人町三・四丁目が代表的な地区として事例で出ていますよね。ところが、東京のほかのこういう密集市街地に比べると非常に道路率が高くて、1戸1戸の建物の木造の密集度はあるとしても、オープンスペースも、道路も公園も結構あるではないか。ほかの新宿区の密集したところと比べて、ここだけこんなに事業と予算とをつぎ込むほどの危険度というか、そういうの

は変ですが、そういうのがあるんだろうかという疑問が若干あるというような問題意識だ
と思うんですね。

ですから、地区計画の内容そのものというよりも、防災という立場からこの危険をど
のように把握し、それに対してどのように事業をやって、その成果をどういうふう
に考えるかということについての、ちょっと大きな話をいただけたほうがいいかな
と思うんです

【説明者】

地域整備課長です。地区計画につきましては、ここは広域避難場所ということで広く指
定されまして、北側に住宅が建っているという状態がございます。ここのさらに北側にな
りますと、都営住宅が今ずっと建ち並んだということで、ここの都営住宅とちょうど広域
避難場所にあります衛生研究所との間のところの住宅につきましては、まずここを連携させ
て公園の、ここは一種密集している地域でございます。ただし、区画は整形されていると
いう条件で今なっております。

その中で、ここにまず公園を確保する。それともう一つは、その公園に至る街路を地区
計画としてこの中で区画街路10号、11号までですか、を地区計画で指定している。こ
の整備については、まず都営住宅、この事業として地区計画もさることながら、ここにつ
いての安全性を確保するためには、まず住宅市街地総合整備事業において、都営住宅等を
整備し、その中で道路を一連の整備をさせていただいたという実績がございます。この中
ではかなりこの安全性が確保されている。

また一方、もう一つ地区計画においてと同時に地区計画で修復型、今後、まだ事業は、
地区計画は終わってはございませんので、その道路をつくっていく、または公園を都営住
宅とつくっていく、そういう事業については、実はここで、20年度で終わるということ
でございます。

ただ、地区計画につきましては今後も修復型で行っていきますけれども、当然今の街路
については、広域避難場所への通行の確保、それからここにお住まいになっ
ています住宅の多少密集している部分ですね。この方たちが避難できる街路を今後地区計画において整
備していく。

ですから、ここについては、ある一定の成果は上がっているということでござい
ます。ただ、その中でもさらに今の中で街路を整備していかなければならない
ということは認識してございます。ただ、直接的に地区計画で行っていきますので、住民の皆さんの協
力がいるということが必要になってくるということでございます。

【部会長】

ちょっとわからなくなっちゃった。この地区は、建物の更新というのは進んでいるん
ですか。建替え及び不燃化という側面からはどうですか。

【説明者】

建物につきましては、まず1つには都営住宅の位置がかなり不燃化されているというこ

とでは進んでいます。ただ、ここの真ん中にあります密集地域については、公園をつくるために若干買い取って整備したところがありますが、不燃化がされているかと言いますと、そこはまだなかなか至っていないという状況にあります。

【部会長】

したがって、外部評価という立場からいくと、その事業手法というのは、オープンスペースをとるということは、それはもうかなり成果が上がっているというふうに思うんですが、建物の不燃化あるいは共同化ができるかどうかかわからないですけど、そういったものは進んでいないのではないかという問題、意識だと思うんですが、それはいかがですか。

【説明者】

建物の不燃化につきましては、今お住まいの方では新築される方を除きまして不燃化は進んでいません。ただ、これまで取り組んできた住宅市街地総合整備事業という手法を終了していくということでございますので、やっぱり方向性を変えていかなければなりません。その中では新防火制度、こういう地区計画がかかっておりますけれども、新防火制度等をかけて、建てかえるときに不燃化を図っていただく。そのかわり法的な緩和があるというような方法で、今後不燃化を進めていきたいということでございます。

【部会長】

オープンスペースを確保する手段というのは、かなり財政的なものでちゃんとできるんですけど、建替えというのはそれだけではないし、かなりここの密度というのかな、建て方というのは日本の中でも特殊な地域ですので、別途新たな事業手法が求められている。これはちょっと個人的な意見ですよ、というような印象は持っています。

ちょっとこの事業だけではないので申しわけありません。

次、耐震化支援事業の話に移りましょう。

【委員】

いくつか質問を出しまして、ご迷惑をおかけしているんじゃないかと思うんですが、今これを読んで何か質問があれば出せと言われましても、理解するのにこれは少し時間がかかるのかなという気がいたします。

とりあえずちょっと最初のところを見てみましたら、1ページのナンバー番号で言いますと1番目のところなんです。これが規制と誘導によるまちづくりということなので非常に時間を要するんだよと、それで指標の設定とか効果分析は困難ですというのはわかるんです、短期間で見れば。

ただ、その結果として、先ほど部会長がおっしゃったように、新宿区におけるこういう木造密集地域ですか、ここにおける建築物の不燃化ということが進んでいないというようなことがあるのに、結果として評価がBになっているとか、そこはちょっとおかしいんじゃないのかなという気がします。

それとともに、目標水準の立て方も、短期間ではなかなか難しいということであれば、もう少し中長期的な目標を立てる。それを区民にもお知らせをするということが大切なの

ではないか。結果としてなかなか進まないということがあっても、そうしたらしょうがないとは思いますが、新宿区のこういった事業についてのやはり将来的な目標はどんなんだということを、もう少し住民に対してアピールすべきではないかと思います。

【部会長】

今の話は、具体的にはやっぱり耐震化支援事業の件数が増えていないじゃないかということにもなりますか。

【委員】

ええ、その事業についても同じことですね。

【部会長】

ちょっとその辺、建築課長でしょうか、どなたですか、正直に言ってください。別に指摘するだけじゃなくて、一緒に考えようという、そういう場面ですからね。

【委員】

私ども行政じゃない視点における立場からの発言というふうにご理解いただきたいと思いますけれども。

【説明者】

建築課長です。この事業は18年度の年度途中から始めまして、我々も当初、耐震化の支援の助成事業については、もっと募集というか希望があるのかなと踏んでいたものから、公募で抽せん制度というふうにしたんです。ただし、それは結果として間違っていて、あまりなかったんです、募集が。ちょっと期待外れで、もっとわんさか来て、いっぱい来て抽せんを回すようなことになったらどうしようかなぐらいに思っていたんですけれども、ところが実態として工事まで至るといのはなかなかなかったということで、急きょ追加募集をかけたという中で、もともと年度途中からの事業だったものですからどうしても募集期間が短かったということで、18年度はなかなか成果を上げられなかったのかなと思っています。

ただ、そうはいつでもお金のかからない無料予備診断については、比較的件数が伸びていましたし、詳細耐震診断をしたときに15万円を限度に助成というのがあるんですけど、それについても30軒ぐらいの実績があったものから、次年度以降につながっているかなというようなことを期待も含めて、募集期間が短かったということと、それから期待を含めてB評価というふうにさせていただきました。

あと、中長期的な目標についてですけども、これにつきましては、今年度新宿区の耐震改修促進計画というものを今策定中でございます。これにつきましては、区長のマニフェスト等でも示されているんですけども、住宅につきましては90%を目標にして、10年間、平成27年度までに90%、戸数ベースですけども、これをやって取り組んでいきたいと思っています。

あと、今年度作成します都市マスタープラン、総合計画と一緒に策定されているものですが、これの中でも将来目標については95%と、これはちょっと15年とか20

年とか、もうちょっとスパンが長いんですけども、そういった、もう少し頑張ろうというような目標設定を出して取り組んでいきたいなと思っています。

あと、取組方法につきましても、今年度はもう既にいろいろ普及啓発活動等はやっているんですけども、さらにそれを計画的にやっていくということの方法等も含めて耐震改修促進化の中で作り上げていきたいなと。それで、来年度以降それを実施していきたいというふうに考えています。

【委員】

長期的な目標としては別に計画というのを策定して、その中でちゃんとうたっていますよというようなことだと思うんですけども、ただ行政評価の結果ということでこれ公表されている指標だと思うんですけども、この指標からですと、その辺のところはわからないので、住民の方に将来像とか実態がどうなのかということをもう少し理解していただくためには、ここの資料の中にも中長期的にはこうなっているんですよ、その中でこの3年間ではここまでいきたいんですよと、こういう具体的な書き方をしていただけると住民だってわかりやすいんじゃないか、実態もわかるんじゃないかという気がするんですよ。

【説明者】

ご指摘のとおりです。この作り方のフォーマットも多分あると思いますので、そういうことも含めて考えていきます。ただ、この中に仮に設けることになったとしても、普及啓発とかそういうことがすごく大事だというふうに我々も考えていますので、これとは別に耐震改修計画が策定された後には公表するとともに、その一部等の折り込みとかいろんな方法を使って区民の皆さんにご理解をいただくような取組みは積極的にしていきたいというふうに考えています。

【委員】

あと、評価の仕方もなかなか皆さんの立場からすれば、何とかBぐらいでおさまればというような気持ちはわかるんですけども、やはり実態を住民に明らかに知らせるということも、また重要だと思うんです。そうすれば区民だって問題点がわかって、ああ、区民としてもこうしなければいけないんだというようなことがわかっていきますので、評価をされる場合は、そういう配慮が必要なんじゃないかと思いますね。

【部会長】

「周知方法、募集方法を改善します」とこう書いてあるんですけども、事業そのものの補助率とかそういうのは僕は詳しくわかりませんが、そういう事業の方法について問題はないんですか。

【説明者】

事業のほうは、つい先ほどお話ししたように勘違いして公募方式をとってしまったということについては、もう明らかにミスマッチだというふうに考えていますので、それはもう今後、今年度から随時募集に切り替えました。

あと、工事をやると道連れ工事というんですか、改修工事に伴ってあちこちも直したい

というような、そういう要望も承っておりますので、補助金という目的との整合性を図りながら、いろいろな部分にいわゆる工事をやりやすい仕組みをつくっていききたい。例えば屋根の軽量化については積極的に補助の対象にしていくとか、あと外壁を直すというんですか、老朽化を直すような、老朽化をとめるような対応とか、そういったことについても積極的に費用面での援助枠、範囲を広げることによって使いやすい制度にしていききたいというのは、制度面でも思っています。

それともう一つ、補助となるとやはりお金の問題ですので、手続きが大変細かくなっています。ここら辺をやはりある一定の大きさの工事の補助金ですと、専門のスタッフが入るんですけども、どうしても住民の方個人の申請ということになりますので、手続きのしやすさというあたりも工夫していききたいなというふうに考えています。

【部会長】

かつてバリアフリーのことで同じようなことがありましたよね。なかなか普及しなくて、専門家じゃない一般の方じゃ出しにくいということで、地元の工務店とうまくネットワークをつくってお手伝いいただきながらやって普及したというふうに僕は認識しているので、バリアフリーよりもちょっとやりにくいのかもしれないけれど、少し今後の事業に生かせたらなんて思ったりするので、その辺の改善も今後なるでしょうか。

時間がだんだんなくなってきました。もう一つの防災体制づくりのほうにいきたいと思いますので、お願いします。

【委員】

防災サポーターについて伺いたいんですけども、防災アドバイザーと避難所情報ボランティアが統合されたものだというふうに聞いております。区報に載ったのかもしれませんが、こういう名前は、私は初めてなんです。区内全体で60名足らずの方がいらっしゃるということで、それは区内に平均的に散らばっているのか、それから簡単に単純に割りますと1地域に数名ということになりますよね。その方たちと、それから各町会、自治会の防災部とはどう連携しているのか。

それから、避難所運営協議会というのを立ち上げたということですが、それとはどうつながっているのか。

それから、日ごろどういう活動をしていて、それからいざという場合、災害の場合にはどういう活動をすることが期待されているのか、区民とはどういうふうにつながっているのか、協働という面からどれだけ役に立つのか、そのあたりを伺いたいんですが。

【説明者】

危機管理課長です。まず1点、その人数の問題なんですけれども、私ども当初、アドバイザーとボランティアという形できました。しかし、それがなかなかうまく、それぞれ違う役割でしたので、ご一緒にやっていると、これはひとつまとめていったほうがより動けるのではないかと、地域の人たちのお役に立てるのではないかとということで、ひとつサポーターという制度になりました。この人数の問題なんですけれども、私たち一緒にやってみ

て、やはり名前だけのボランティアでは意味がない、動けなければいけない。それから、やっていただいた方に対しては、機会をきっちり与えて、それで働く場を見せることによって、地域の人たちに信頼される者にならなければいけない。それでいきますと、急激に数をふやすというのは無理があると考えています。

一次避難所というのが小・中学校にございまして、万が一避難しなければいけない場合、一次避難所に皆さんがお集まりになって、そこでさまざまな展開をするんですが、これが52カ所あります。したがって、60人の中でその52カ所のところに支援に行くという方法と、一番の問題は、自分たちの町は自分たちで守るんだということの気づきをしっかりやっていかなければいけないんです。どちらかというと行政がやるとか、消防が来るんだという意識がまだ大変強いんです。その結果というのは、先ほども言いましたけれども、自分のうちというのは自分で作りかえたりしなければいけないわけですし、ここが進んでいなかったり、それから自分のうちが大丈夫だったら、後はだれかがやってくれるだろうという、そういうところが非常にまだ私ども見ていて強く感じます。

ですから、そうじゃないんだと。ドーンと地震が来たら、役所の人間、全部地域に行けると思いませんか。これはもう警察もそうですし、消防もそうですし、まずは警察の態勢を整えて、職員が集まったら半分しかいなかったら半分で何の仕事をするかということ、こういうことをやるために1時間、2時間たってしまうんです。そうすると、その時間というのはもう自分たちで守るしかないし、そういう時間があるからこそ、自分のものは自分で守らなくちゃいけない。そういうことをサポーターの方たちが、地域において一緒に訓練する中で説得をしていかななくちゃいけない。

そうすると、正直言いますと、サポーターの人たちの技量というのは大変求められます。皆様方ボランティアで来て、そこを一生懸命やり始めたときに、気持ちはすごく、私ども以上にお気持ちがあっても、技術論として、国や区の考え方はどうなっているんだとかを理解した上で皆様方にご説明していかななくてはならないとなると、非常にさまざまな訓練をしたり勉強をしたりする時間もかかります。

そういうところからいくと、私ども一緒にやっている中では、しっかりとリーダーとなるようにやるためには、この60名が、今のところでは適正な人数だと思っております。

ただし、また地域で活動して、訓練に協力、訓練といっても、例えば火事をとめるためには、消防署が来られなければ地域のB級ポンプというだれでも使えるようなポンプがあるんですけども、そういうのを操作して消せなければいけないとか、こういう訓練をするのを教えていただくとか、そういう技術論もやっていくには結構時間がかかるんです。時間はないんですけど時間がかかるという中でいきますと、今の段階ですと、この人数の人たちが、本当にリーダーとしてやっていけるようにしていけば一番いいのかなと。

それから、サポーターには区民でない方もいらっしゃいます。でも、災害はどの時間帯に起こるかもわかりませんので、やはり今の段階では熱意のある方たちに熱意を持ってやっていただいて、そして資質を高めた上で信頼されるという形をつくってから、それから、

いや、もっと人数が必要であるとなれば、それを増やしていくほうがよいと。ただ人数がいるだけでは、これはサポーターとすると逆にマイナス効果になってしまうと考えておりまして、スタートしたばかりでございますが、そういうものをきっちりだめだよとならないように持っていけないといけないのかなと思っております。その辺は一緒にやりながら、現場に出ながらやっていきたいと思っておりますので、もしかしたらこれは当然地域の要望があれば増やしていかなければいけません。ですが、そんなに手が挙がる人はいません、私、やろうと言う人はいません。皆さん、そういうのが必要だと言って、じゃ、やってくださいと言ったら、やるという人は少ないというのが現状ですので、そんなところで悩みながらやっているところです。

【委員】

人数のことはわかりましたが、各町会に防災部というようなものがありますね。そことの連携はどうなっていますか。

【説明者】

必ずそれぞれの防災区民組織というのを立ち上げて登録をしていただいて、そこで訓練するときに、必ず防災サポーターの方に上着をきっちり着て行っていただいて、皆様方が最初はできない部分、先ほど言ったポンプですとか、それから救急救命の仕方ですとか、それから一次避難所に来たら避難所というのはどうやって立ち上げるんだとか、そういったものをお教えて、一緒に訓練をするという形でのチームワークをとるということをやっています。

それから、先ほど言った協議会につきましても、必ずサポーターの方が出席をしていただいて、そこでアドバイスを得ていただく。1年間活動してきて、皆さんが疑問とと思っていることを、いや、こういうふうにしたらいんじゃないですかと、そういうアドバイスもしていただくという形で活動していただいています。

【委員】

それから、区のほうから以前、防災地図みたいなのを各戸に配布されたと思うんです。全体の地勢が書いてあって、この辺が洪水が起きやすいとか何とかというのが一目でわかるような大きな地図ですね。それよりも、これは地元の防災部でつくった地図なのですが、これは各町会でこういうものをつくるようにということを指導なさっているんですか、それとも自主的につくったものなんでしょうか。

【説明者】

基本的にはみんな、みんなが動けるために必要であればそういうのをつくるといいですよ。それについては、私どものほうがお手伝いをしますよと言っています。それで、「防災活動の手引き」という冊子があり、このほかに消防庁では「防災区民組織の手引き」というのがありまして、これも全面印刷許可を得て、皆さん方が何を聞いていいかわからない。やろうとするんだけど、何がなんだかわからないというので、こういうのを常に皆さんにお配りしておりまして、それで委員の地域では自主的に自分たちでわかりやすいの

をつくろうということでしたので、区と一緒にそれをつくりました。

ここまでいくと、やはり私どもが目指している地域力が高まってくるなと感じます。面倒くさいからつくりたくないとお聞きすれば、でもやろうとしているんだったら、面倒くさいというのは何が面倒くさいんですかとお聞きする。これを編集したり、写真をつくるのが面倒くさいんですか。それは私たちが、防災指導員やサポーターもお手伝いしますからと、そういう形で呼びかけをして、成果が生まれたのが委員の地域なんです。私たちは本当は全部の地域でつくっていただきたいんです。だけど、なかなかそうは言っても、いや、ここは面倒くさいからやらないよというのが現実なので、手引きをつくる。これを基本としながら皆さんに渡して、地域でやるように努力しているのが、現実です。

【委員】

恐らくそういうガイドブックから集めたようなところもありますが、地域の危険度がどれぐらいとか、避難所がどこどことか、避難路ですか、そういうものがその地図の上に書かれていて、これは町民にとって非常にありがたいと思ったんです。

それで、避難所にある備品の一覧というのがあるんですが、飲料水とか食料は別として、それから発電機もあるということはわかったんですが、井戸が必要ではないですか。この地域は高台にあるんですね。それで、断水された場合に、それが復旧するのに21日かかるというふうここに書いてあるんです。その間、恐らく飲み水は給水車か何かが来てくれると思いますし、ペットボトルのこういうミネラルウォーターか何かはある程度はみんな準備していると思うんですけど、赤ちゃんとかお年寄りというのは汚れ物がたくさん出ますよね。それから、体も毎日ふいてあげなければいけない。そういう水までは準備できないと思うんです。

防火水槽で5トン用のを設置するというふうに書いてありましたが、それは避難所でなくどこか設置できる場所に設置するという、住宅街の中につくるという意味なんですか。

【説明者】

ええ、私どもの一公園の中に置くとか、それから新しくおつくりいただいた、例えば公営住宅の一角につくっていただくとか、マンションだとか、そういう形で手配をしていくもので、この5トン水槽は、基本的には消火用の水利という形でして、生活用水としての水ではありません。

【部会長】

時間がだんだんなくなってきましたので、次に移りませんか。

【委員】

すみません、もうちょっと。

この地域の避難所の小学校は、屋上にプールがあって、それを利用して仮設トイレや何かにも流すというふうに言っているんですが、直下型の地震の場合には、屋上にあるものはひびが入って、ざあっと流れてしまうというふう聞いたんですね、揺れには強いけれ

ども。そうなった場合、トイレもほとんど使えなくなってしまう。水が、下水道に流れていけば、その上に設置した仮設トイレは非常に具合がいいと思うんですが、流れなくなったら大変なことになってしまうと思うんですね。そういう意味で、少なくとも避難所に井戸の設備は必要だと思うんですが。

【説明者】

避難所に井戸ですか。実は今、私ども思っていますのは、地面に対するずれが出てきますと、今、浅井戸については、これ飲み水ではなく生活用水として確保しておりますが、これは15メートルぐらい行ってずれが出てくると使えなくなるというのがありまして、それよりかは、学校のプールですね。これ耐震化をしておりますので、基本的には私たちはこれは崩壊しないと考えておりますので、それを使うと。それが無い場合についてですけども、新宿の場合は中央公園、都庁の下のところに大きな給水があります。それから、百人町三丁目の都営住宅の下の公園のところにも1,500トンある。それから、鶴巻町、今、3カ所新宿区内には東京都の水道局が確保してある1,500トンの給水がありますので、そういうのを活用しながら対応していくというふうにしていますが、そのほかに深井戸というものもありますので、使えるものはそれを使っていくという形で、とりあえず今の考え方は、学校に井戸というのは、まだそこまで考えていないんですけども、検討してみます。

【部会長】

ちょっとすみません、もう本当に時間がなくなっているの、次に移らせていただきます。

もう一つ、委員の皆さんから出ていたのは、多目的環境防災広場です。これが、そもそも事業手法が適切なのか、目標設定は適切なのかという疑問がございましたけれども、これについて説明してください。

【説明者】

危機管理課長です。この事業は、基本的には廃止をするという考え方です。この事業が始まった平成5年当時、実は100㎡となっておりますが、さまざまな形で土地が余っていた、これ正直な話です。土地が余って有効に使えない。そのときに災害対策の防災倉庫とか、そういった置き場所がなかったの、そういうものと、それからこの時代はリサイクル活動というのが大変活発に行われておりました。そういうストックヤードの場所がなかった。そうすると、100㎡ですと、小さな物置でも、防災倉庫とかストックヤードとしての倉庫としてはちょうど置けるスペースだということで、それじゃ、多目的防災広場という形にして使っていくといいんじゃないかということからスタートしたものです。

ところが、用地を確保する手法でございましたので、なかなかこれはもうそういう場所が出なくなりました。現在、平成8年度からの土地の取得がもうないということからいくと、これをあえてやるというようなことについては、非常に不明確な事業であるということで、こういった形ではやめていき、今あるものは残していく、というものです。

では、確保できていない地域はどうするのかということですが、今、公共施設、再開発によりまして大きな開発をされますと社会的貢献が求められております。それぞれの施設におきまして、こうつくりますよ、地域のためにこういう社会的貢献をしますよという中に、必ずこういう下水直結型の下水ですとか、災害時に人々が集まれるような場所ですとか倉庫の確保、こういったものをお願いすることによって確保したほうが早いだろうという考え方で、手法を切り替えてやっていきたいというものです。

【部会長】

既存の公園等にある防災の倉庫がありますよね、あれとは別途に、というのでしょうか。

【説明者】

別です。

【部会長】

別にやる必要があるということで、大規模な開発に、今後求めるということなんですか。

【説明者】

はい、そうです。

【委員】

多目的環境防災広場は広場なんですけれど、リサイクル倉庫と消防団のポンプが入っていますよね。

【説明者】

そうなんです。非常に不明瞭なんです。

【部会長】

なるほどね、わかりました。ちょっと時間になってしまいました。申し訳ありません。

【委員】

時間もないんですけども、1点ちょっと質問させてください。

【部会長】

もう本当に短くやっていただきたい、次に影響しちゃいますから。

【委員】

災害トイレというのはもう50カ所で設置おおむね完了と書いてございますけれども、その需要をこれで満たすことをお考えなんですか。

【説明者】

今のところ、そう考えています。

【委員】

場所は全部一次避難所である学校ですね。

【説明者】

はい、そうです。

【委員】

そうすると、その50カ所というのは50個という意味じゃないんでしょう。

【説明者】

違います。1カ所に5つぐらいを基本としています。

【委員】

それで十分間に合っているという解釈だということですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

わかりました。申し訳ありません。ちょっと進行がうまくいなくて。どうもありがとうございました。

それでは、防災については、これで終了いたします。

引き続き2つ目のテーマにまいりたいと思いますが、施策26番「みどりと水の豊かなまちづくり」ということで、土木課長と道とみどりの課長にご出席いただいておりますので、先ほど紹介いただいたので、概要について説明をお願いいたします。

【説明者】

道とみどりの課長です。それでは、みどりと水の豊かなまちづくりについてご説明申し上げます。

この目的でございますけれども、みどりの保全と創出を図ることがやはり大きな目的でございます。それとともに、単なるいわゆる樹木ということだけでなく、生き物が生息できる環境、広い意味で私ども平仮名で「みどり」と申し上げておりますのは、単なる木々の緑だけではなく、こうした生物の生息環境も含めて平仮名であえて「みどり」という言葉を使わせていただいております。

こういったみどりの保全と創出を図るということ、またあわせて特にこういった新宿のような都市におきましては、水辺というのが非常に貴重な存在であるということから、水辺の整備を図るということを目指しております、それによって都市と自然が共生した潤いと安らぎのある空間の形成を目指すというのが大きな事業の目的でございます。

それで、事業、何を対象にどのように進めるかということでございますけれども、やはり区内に残っております貴重な樹木や樹林を保護樹木等にするということによってこれを保全していきたい。また、公共施設の緑化、学校や保育園等々でございますけれども、そうした公共施設の緑化を進めるとともに、例えば今、区役所の屋上にもございますけれども、建築物の屋上の緑化、また壁面を緑化することによって、なかなか都心部では土地の確保が難しい中で新たなみどりを創出していく。また、質の向上を図っていきたいというふうに考えているものでございます。

それで、先ほど水辺ということを申し上げましたけれども、新宿は神田川、妙正寺川、またあるいは外濠等々の水辺空間がございますので、そうした水辺空間の整備を進める中で、できればそういった魚類などの生き物にも親しむ、触れ合える川づくりをしたいということで進めているところでございます。

施策の方法ですけれども、樹木の保全ということ、これは先ほど保護樹木ということを申し上げましたけれども、保全をするということに当たりましては、必ずしも保護樹木に限ったことではございませんで、区内に残されている樹木について、区民の皆さんや事業者等の協力を得ながらいろいろな緑化手法でまず守っていただいた上で、また新たなみどりの創出も図っていききたいというふうに考えているところでございます。

それで、一方、また区民の方、特にみどりの大切さ、あるいはご自分のできるようなところからの緑化ということを含めて緑化意識をぜひ高めていただきたいということの活動もしてございますし、また建築や開発の際にも緑化の誘導を図っていく。

また、新宿りっぱな街路樹運動ということがございますけれども、実は新宿の場合、緑被率といって空から航空写真を撮って、みどりがどれだけ土地を覆っているかという土地に対するみどりの比率というのがあるんですけれども、そういった区内全域の緑被の中で、街路樹による緑被というのが全体の約1割を占めております。そういった中で、道路にあります街路樹というのは貴重なみどりでございますので、こうしたものを極力ボリュームのあるものに、大きなものにしていききたいということで、そういった拡充を図っていくということで施策を進めさせていただいてございます。

そのため、この事業の中では、主な取組みといたしまして5つの柱を立ててございます。公共施設の緑化と民間施設の緑化を推進する、また生け垣助成等の事業を推進する、保護樹木によるみどりの文化財の指定ということ、また新宿りっぱな街路樹運動の一環といたしまして、街路樹を立派に育てるということで、今まではどちらかというと夏場、冬場、夏季剪定、冬季剪定ということでかなり画一的に、特に信号が見えないとか、かなり大きく剪定をするというケースがございましたけれども、これについてはその街路樹をどんな形に育てていくのかということ目標を定めまして、それに沿った形での剪定をしていこうということを今考えているところで、進めているところでございます。

また、とりわけみどりを守るためには、落ち葉の問題でございますとかいろいろな問題がございますので、道のサポーター制度なども拡充した中で、地域の方のご協力を得ながらそういったみどりを守っていく、あるいはまた地域の方、例えば民間の部分もございませぬけれども、守っていくというようなことを充実させていききたいというふうに考えてございます。

また、神田川河川公園の整備ということでございますけれども、従来、神田川の三面コンクリート張りの掘り割り構造になっていて、治水が中心で、これまではただ降った雨を早く東京湾に流すという性格でございましたけれども、そういった中で当然治水性の工事はもちろん前提でございますけれども、せっかくの水辺空間、できれば川におりて、魚とかそういった生物に触れ合えるような空間にしたいということで、そういった整備、河川公園の具体化に向けての推進を進めているというところでございます。

それで、成果指標でございますけれども、先ほど申しましたようにみどりの保全ということ、みどりの保全、必ずしも保護樹木だけに限らないわけでございますけれども、この

中で例えば緑被率というような概念が当然あるわけでございますけれども、緑被率の調査は5年に1回ということで、なかなかこの行政評価のサイクルに合わないということで、その中でひとつわかりやすいものとしたしまして保護樹木の指定本数というのを挙げさせていただいております。これにつきましては、平成8年当時からどんどん、現在みどりの基本計画に基づいたいろいろ緑化施策を進めているんですけれども、平成8年当時も私どもが考えたとき、約1,050本ほどの保護樹木がございまして、できれば毎年20本ほど増やしていきたいなという思いがあって、そういったことから出た1,250本という数字でございます。

ただ、この間、平成17年度には新規の保護樹木の指定20件ということでございました。また、18年度も11本の新規の保護樹木の指定があるわけでございますけれども、一方で、相続によって土地を手放さなければならない等々の理由で解除の申請が多くございます。

したがって、残念ながら新規の部分はそこそこ頑張っているところではございますけれども、数字としては結果的には減ってきているというのが正直なところでございます。

そういった中で、保護樹木を守るためになかなか保護樹木を所有されている方のご負担が多いとか、いろいろなご意見をちょうだいしていますので、私どもとしましても管理費の助成をする中で、よりきめの細かなそういう応援ができないかということで、例えば専門家による保護樹木の診断などをご要望があった場合は行ってございますし、どうしても緊急な必要性が出て、剪定等々をやり切れないというようなときは、区のほうが変わって緊急対応するというような制度も取り入れてきたところでございます。

そういった中で今いろいろ工夫をして、保護樹木の所有者の皆さんのニーズにおこたえしているところでございますけれども、残念ながら結果的にはこういうことになっております。

また、親水施設の整備につきましては、神田川、妙正寺川は一級河川でございますので、基本的には国の管理ということになってございます。実際にはその管理は今、東京都が行っておりまして、新宿区は日常的な維持管理とか小修繕を行うということになってございますので、これを神田川の構造を大きく変えるというのは、区が直接できるところではございませんけれども、東京都で行っております河川改修に合わせて、例えば今、川におられる階段でありますとか、河原を眺めるようなデッキ、そういったものの整備を進めてございます。

一応目標としましては、順次進めているところでございますけれども、何とか7カ所程度の目標ということで、19年度掲げさせていただきました。現在、まだ整備は6カ所でございますけれども、現在整備中の部分は例えば高田馬場の今、神高橋という橋のたもとでございますけれども、今、河川工事中でございます。そこなどで工事を今進めているところでございます。現在進行中という状況でございます。

もう1点、学校緑化の実施でございますけれども、これについては先ほど申し上げまし

たように公共施設、どんどん緑化していこうということで、これは区内の小・中学校、養護学校並びに幼稚園等々、これについての緑化を推進していこうということでございます。具体的な目標数値でございますけれども、区内の小・中学校のすべてにそういった緑化を行いたいということで目標を設定いたしました。これについては、当初46ということでございましたけれども、学校の統廃合によって44になっておりますので、目標数値を変更させていただいてございますけれども、おおむね毎年8カ所ないし9カ所程度実施してございまして、本年度も同様に実施をいたしまして、これについては何とか目標が達成できるのかなというところでございます。

総体といたしまして、先ほどのように保護樹木の指定本数等々によって非常に厳しい部分はございますけれども、これらに加えて公共施設の緑化等々のこの5事業、総体を考慮させていただいて、手前みそではございますけれども、Bという評価にさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

【部会長】

では、どなたかどうぞ。なるべくコンパクトにお願いします。

【委員】

今、ご説明されたように、施策の目的がみどりの保全と創出であるというようなことがあるわけですね。そうしたことからいたしますと、成果指標の設定の仕方なんですけど、ご説明の中にもちょっとありましたけれども、やはり根本的には緑被率とかいう指標の立て方が一番適当なのかなという気がするんです。ここに書いてある成果指標というのは、そういう施策の目的を実現するための手段となる事業の成果指標みたいな位置づけですよ。ちょっと次元が違うんじゃないか。だから、施策全般にわたる成果指標の設定が可能であれば、そちらのほうを持ってくるべきではないか。これ、5年に1回しかやらないということですけども、それでも構わないと思うんです。この評価が3年間ですか、ということになっていますよね。だから、ちょっと短期間なのかなということはあるんですけど、そうすると実態がなかなか区民には見えてこないというところがあると思うんです。みどりの保全とか創出が本当に基本的にうまくいっているんだろうかどうかというところがですね。

先ほどの防災の関係も同じなんですけれども、そこは技術的な問題として、そういう施策全般にわたる成果指標をとらまえて、まずいくべきではないのかなという気がするんです。

そういう意味で、じゃ、国とか都はどのような目標を立てているのかなということでお尋ねしたんですけど、それが12ページのナンバーでいうと51のところなんですけど、これはちょっとご説明いただいたらありがたいんですけど。

【説明者】

国の指標は、人口1人当たりの「水と緑の公的空間確保量」、これはちょっと用語的にす

っきりしておりませんが、恐らく都の指標と同じように、いわゆる緑被プラス水辺の面積である。これを比率に直したのが東京都で使っております「みどり率」であるということでございますけれども、若干数字の設定の仕方が違ってございますけれども、国のほうは14年度、初期値が1人当たり12㎡だったものを何とか19年までに1㎡増やしましょうよということで取組みを進めているようでございます。ただ、実績については、残念ながらこれも約8%ですから達成はできていないという状況でございます。

また、都においては、先ほど私が申しました緑被率プラス水辺空間ですね。「みどり率」という数字を使ってございますけれども、これについても27年度の目標ということでございますけれども、なかなか実績値からいきますと、むしろ数字が下がってございまして、これについても達成は非常に厳しい状況にあるということでございます。

【委員】

まあ、国とか都のとおりにはしなくてもいいとは思いますがね。区独自の指標設定でもいいとは思いますがね。住民にとってわかりやすい、施策全般についての指標を、やっぱり設定していくべきではないかと思っておりますけれどもね。

【部会長】

ほかの方、どうぞ。

【委員】

先ほどのお話でみどりの保全とそれから創出ですか、それについていろんな事業をやっているという事はわかりました。それで、新宿区はみどりが固まりとしてあるんですね、7つの森ですか。それをつなぐグリーンロードをつくっていくというような計画があるということは伺っていますが、それ以外の場所でヒートアイランド現象というのが非常に進んでいる。23区の中でその現象が一番著しいのが新宿区だというふうに聞いています。

それで、事業評価結果報告書の222ページの改革方針に、「屋上、壁面緑化の助成制度を検討します」というふうに書いてあります。今、東京都のほうにクールルーフ助成制度というのがありまして、ここでは屋上緑化とそれから高反射塗料の工事をした場合にその半額を助成するというようなことで、都心の7区が窓口になってそれを受けているということです。新宿区で検討するとしたら、緑化だけじゃなくて高反射塗料というのもそこに含めてはどうでしょうか。

緑化というと、例えば芝を張るだけだったら1㎡あたり2万円ぐらいでできますが、ちゃんとした工事になると5～6万になるんですね。それから、また維持管理にもかなりお金がかかりまして、申請する人の数というのは限られてしまうと思います。

それに対して、塗料のほうはもっと手軽にできますし、後の維持管理というのが要りません。塗料は1㎡あたり9千円ぐらいでできるということです。その予算枠というのがあるのでしたら、工事をする人、業者さんをあっせんするというような形でも、区民がそういうものをやりやすくできるのではないかと思うんです。

それから、ヒートアイランド現象を緩和するためにドライミストというような霧を吹き出す設備がありますよね。そういうようなものを大規模建築には何かの形でヒートアイランド対策をするということを条例で義務づけるというようなことはできないでしょうか。「歩きたくなるまち新宿」という標語がありますよね。「歩きたくなるまち新宿」はもちろんいいんですけども、その前に「熱中症にならないまち新宿」にさせていただきたいと、そういうふうに思うんですけども。

【説明者】

ちょっとこれ非常に申し訳ないお話なんですけど、行政、縦割りのもので誠に恐縮なんですけれども、私どもは先ほど言いましたように、今度屋上緑化ですとか壁面緑化について助成制度を設けるように、今その準備を進めているところです。それで、高反射塗装ですね。こちらについては、今、環境保全課のほうで、その辺の検討は進めているということでございます。

また、直接そういった民間施設だけではなく、区の道路などでも、ちょうど高反射塗装と同じようなものなんですけども、遮熱性の舗装というのがございまして、これについても年間今、計画的に1,300㎡ぐらいずつ、なかなか道路をいきなり手広くできないものですから、住宅地を中心に順次進めておりまして、そういったこと、また保水性舗装ですとか、そういうことで水を蓄えておいて、蒸散させて気温を下げるというような仕組みも道路の担当でもまた進めていく、そういうことは進めておりまして、今後もまたそういうことについては進めていきたいと思っております。

【部会長】

では、ほかの方、どうぞ。

【委員】

今の話で、そういうのはお金があればもっと一遍にやれるだろうけれど、お金がないからという部分があるとするならば、本来もっともっと力を入れてほしいと願っていることをまず申し上げたいんですけど。

今、保護樹林は本人からの申告に基づいて認定するという仕組みなんですけど、それとも区がおたくの木、立派ですね、これを保護樹林に、という、こういう、どっちなんですか。

【説明者】

基本的には所有者の方から申し出をいただいて認定するという形でございます。ただ、場合によっては、我々も町中を歩いていまして、すごく立派なので保護樹木になっていないようなものもありますので、そういったものでいかがでしょうかというお声かけをするケースはございます。

【委員】

あるんですか。

【説明者】

ええ、保護樹木にさせていただきませんかという働きかけをするケースはございます。た

だ、今ちょうどまさにみどりの基本計画を策定中でございまして、今、審議会でもいろいろご意見をちょうだいしているんですけども、そういった働きかけの要素、あるいはもう審議会から推薦するのはどうかというようなことでご意見をちょうだいしてございまして、これについてはもうちょっと新たな保護樹木を増やすという施策を取り組む必要があるというふうには認識しているところです。

【委員】

幅広く言わせてもらおうと、そういう例えば保護樹木の認定もそうですし、あるいはブロック塀を生け垣にしましょうとかいうのも、みんな基本的には申請を受理して処理するという仕組みではないかと想像するんですけども、昔はそうだったにしても、これからは例えばおたくのこのブロック塀危ないですよ、あるいはおたくのこの木、立派ですね。そういうふうに行政のほうからそういうふうに関わりかけていくという考え方を、これからはそういうふうに関わりかけていくべきだと、いろんな面ですね。もう社会保険も同じですよ。もう申し込んでくるのを処理するというんじゃなくて、これからはそっちに関わりかけるという発想があってしかるべきだと思う。

みどりの問題については緑被率がどんどん減っているというのは、もう植えても植えてもそれ以上に切られているということが現状ですよ。だから、何とか切られないように。そこで、民間の補助のお金も管理費ですか、何かお金もあるようですから、相手は民間だけなのかもしれませんけれども、私は例えば学校にしても神社にしても、あるいは国の公的機関、国の病院なんか、例えばあそこの医療センターのところにもものすごい大きな木があったりしているんですけども、ああいうのは国の機関だから関係ないというふうになっているようですけども、ああいうのを切ってもらいたくない。新宿区に生えている木は、こんな立派な木は切ってもらいたくないんだという意思表示を保護樹木という形で、樹木か、という形で区民の意思表示だというふうな発想の切りかえをして、もっと区が働きかけるという発想があってもいいんじゃないかと思うんですけどもいかがですか。

【部会長】

ちょっと時間がありませんので、意見として聞いてください。

ほかにありますか、いいですか。

みどりのところにつきましては、行政だけというわけでもなく、むしろ地域みんながみどり、重要だよということを行政に関わりかけて、行政がある程度助成すると、そういう方法もあるので、いろんな担い手、いろんな主体が声をかけて、最終的には行政が何かやらなきゃいけないんだけど、持ちかけ方はちょっといろいろあるんじゃないかというふうに思います。

あと、やっぱり成果指標がちょっとちっちゃ過ぎると僕も思います。

それから、CO₂の削減というのが、今の時代の流れですので、みどりの施策がCO₂の削減にどれだけ役に立つかというようなことも、入れなきゃいけないし、成果指標は、やっぱり総合的なものと個別的なものという考え方が今後必要かもしれないですね。総合的

なものの代表として緑被率とおっしゃったわけで、これからはCO₂の削減、数値で出すことが国で求められていますので、これだけみどりをふやすとどれだけCO₂の削減になるということも評価に入れなきゃいけない時代かなというふうに思います。

それから、「みどりを増やすだけでなく生き物が生息できる」とおっしゃった以上、成果指標に生き物が生存できる環境が前よりどれだけよくなったかといったことも、これも大変難しい指標だと思うんだけど、何か工夫が要るんじゃないでしょうか。魚が何匹と、その程度のことじゃだめだけど、何かもうちょっと量じゃなくて質だよ、量じゃなく質。7つの大きな森はあるんだけど、じゃ、もっと身近なところでみどりがあるのかと言ったらないのかもしれないという意味では、量と質というのが非常に大切です。あと、それが、区民がどれだけ身近にそれを享受できるかという視点もとっても重要なので、基本計画のほうで議論されているとは思いますが、ちょっとそういう要望だけ聞いていただいて、時間になりましたので、申し訳ありませんが終わらせていただきます。ありがとうございました。

では、次に、施策36番の「資源循環型社会の形成」を始めましょう。

まず、説明される方の所属とお名前を最初にご紹介ください。

<説明者自己紹介>

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、概要をご説明いただけますでしょうか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。資源循環型社会の形成につきましては、さまざまな形で区民の方の協力を得て、なるべく資源については発生抑制をしていただいて、その後、再使用、それから再生利用という形のライフスタイルを定着させていきたいというふうなことを考えてございます。

それで、この中で挙げさせていただいている指標につきましては、1つは集団回収等、あと行政回収も含めた意味での資源化率がどの程度、資源化率をひとつ成果指標として向上させていきたいというのが一つございます。

それから、普及啓発の観点でさまざまな普及啓発をやっているんですが、具体的に形としてあらわれるものが、学校等を中心としました環境学習というものが端的な数字であらわせましたので、これについて指標として定めさせていただきました。

それから、集団回収、資源化の中に地域の集団回収への参加率というのを挙げさせていただいておりますけれども、これは集団回収については、資源の回収につきましては単に量を増やすというのが目的ではなくて、全体として資源化率を高めたいということがございますので、その一つのメルクマールとしまして、集団回収への程度の世帯が参加されていることになっているのかというようなことを指標としてさせていただいたところでございます。

それで、それぞれの目標についてはここに書いてあるとおりなんですけど、目標達成率からいいますと8割から9割、それから環境学習につきましては、これは18年度非常に多い形で実績できて行いましたので、180%というような形で載っていますが、いずれにしても、ここにつきましては、おおよそ初期の目的がほぼ達成できたのではないかなというふうに考えているところでございます。

あと、それから評価のほうにちょっと書かせていただいておりますけれども、これからの取組みなんですけど、こういった資源循環型社会の形成への促進というのはこれからさらに大きな課題になってくるということで、新宿区というか23区全体が新しいごみの分別方法を実施してございます。平成20年度から実施するということなんですけれども、端的に言いますと、今まで不燃ごみが、プラスチックに関しては不燃ごみ、プラスチックと皮革、ゴムにつきましては不燃ごみという扱いだったんですが、23区できるだけ資源化できるものは資源化して、あと埋め立て処分量を減らしたいということがございまして、廃プラスチックについては可燃ごみという扱いとするというようなことがありました。これを受けて、平成18年度、一部なんですけど、20年度に向けた取り組みの周知啓発等の活動も行っているところでございます。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、委員の方、どうぞご質問を。

【委員】

集団回収への参加率が成果指標になっていますけれども、集団回収への参加というのは、実績報告書に載せる団体が対象としている世帯数だと思うんです。正確にそれが全部集団回収に協力している世帯ではないと思うので、こういうあやふやな数字を指標にするのはどうかなというのが1つ。

それから、集団回収については、全体でいうと団体数もそれから回収量も増えていますが、中身を見ますと、集団回収の団体の中で、従来の町会とか老人会が主体になってやっていたものはどんどん減っていると思うんですね。増えている分が、いわゆる集合住宅の回収で、それは管理人さんがそこに住んでいる人たちの資源を整理して出すという、そういう形の集団回収とやっぱり言えるのかと思うんですが、それが一緒になって結果としては微増ということになっているんですけれども、その実態を知るためには、それぞれを分けて集計してみる必要があるのではないかなと思うんです。集合住宅の回収が増えているというのは、それは担当部署の努力の成果だと思います。けれども、従来の集団回収がどんどん減ってきて、もしここでもってアンケート調査をすれば、これからもう今はやめたいと思っているというような団体はかなりあるはずなんですね。

そういう意味で、集団回収がどうしようもないところに来ている。何か別のもっとみんなが参加しやすい形を考えていかなければならない時期に来ていると思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

【説明者】

リサイクル清掃課長です。今のお話は、資料の66番と67番に書いてある内容です。1つには集団回収の参加が、例えばある町会がやっていましたが、その町会の町会員の方を参加者ということで、それが全部参加していないんじゃないかというお話です。

1つには、集団回収というのがシンボリックな事業になっておりますけれども、参加できる状況をぜひつくりたいということで、資料に別紙6というのがあるんですけども、「集団回収に参加したいんだけど」というお電話をいただくんですが、「その地域では残念ながら集団回収をやっておりません」というご返事しかすることができないということで、町会の数、196と書いてありますが実際には200町会ということで、商店街だけの町会もありますのでこういう形になっておりますが、そのうち126の町会については集団回収をしています。

見ていただくとおわかりのように、いわゆる住宅街でございます落一の管内あるいは落二の管内は、各町会が全部集団回収をやっておりますので、「この地域では集団回収に参加できますよ」というご返事はできます。

ちょっと大久保を見ていただければわかるんですが、大久保あるいは角筈のようなところは、大久保ですと半分ぐらい、角筈ですと3割の自治会しか実はやっておりません。それから、若松町の管内を見ますと、4つの町会がやっていないということで、ぜひおやりいただきたいというようなお話をさせていただいたんですが、残念ながら現時点では町会単位ではやっていない町会がいくつかあるという形になっております。

私ども指標をつくる時に、1つにはやっぱりその地域の団体という町会に、皆さんエリアに入るか入らないかは別にして、町会のエリアにお住まいなわけですから、そこでやっていたらぜひとも参加していただきたいということで、この指標をつくらせていただいたということだと思います。

それから、マンションにつきましては、大量に行政回収をしているマンションにつきましては、ぜひ集団回収にお回りくださいということで、この間、最初はダイレクトメールをやったんですが、残念ながらダイレクトメールの返事がなくて、職員が直接たくさん出しているマンションを回らせていただいて、町会もやっていますよと、そこに参加していただくかあるいはマンション独自でやるか、いずれにしろ行政回収に出すのをおやめになったらいかがですかという勧誘の仕方をしてこの間やってきたというのが内容でございます。

したがって、そういう環境づくりというのを主体にしておりますので、直接ごみの量が減る、あるいは結果的にそういうことにはなりますが、ということかと思っております。これはちょっと参考かもしれませんが、平成11年の秋から実は行政回収を始めました。それまで、昭和49年からは集団回収だけが資源回収の仕組みとしてありました。これは区によって違うんですが、新宿の場合、平成11年の秋から行政回収を始めたんですけども、翌年の数字を見ますと、集団回収の数字が約8千トン、翌年の平成12年の行政回収

の数字が1万2千トンという数字が出ました。この1万2千トンはごみに出されていたものということで、それは東京都が始めた制度なんですけども、何で同じことを二段重ねでやるんだということもあったんですけども、結果的にリサイクルの量が増えましたので、その制度を維持しているんですが、あくまでも地域の皆さんが一緒にやる集団回収のほうが場所的にもそうですし、そのごみの問題にあるいはリサイクルの問題に目を向けていただけるといふことでもありますので、ということでこの資料をつくらせていただいているわけでございます。

大変長くなってしまいました。そういうことで、指標としては、今現在は採用させていただいているのが現状です。

【部会長】

ほかにどうぞ。

【委員】

この資料でいいますと16ページなんですけど、16ページの69番。成果指標の話なんですけれども、回答のところにもありますが、絶対的にごみの出される量が減ってきているという指標を今後設けていくということなんです。このごみ排出量については、20年度からの実行計画の中で位置づけていきますということですよ。

そうすると、その成果指標の立て方というのと、ごみの排出量を例えば何%抑制するとか、何年度までにはとか、そういう形にしていられるということですか。

【説明者】

今、ご質問いただいたとおりなんですけど、資料の別紙1を見ていただきたいんですが、この中ほどに従来の資源化率とか、その表の3というところなんですけど、1人1日あたりごみ量というのが出ていますね。18年度ですと832グラムというような1人あたりのごみ量が出ております。

ごみ量のこの指標につきましては、回収量が例えば減ったとしても、例えば人口が減っていれば、絶対量は減っているんですけど、1人あたりの排出量が減っているとは言えません。それとあと、人口の増減等も影響されますので、区としましては、1人1日あたりのごみ量を人口ベースも加味して指標として見ていこうというものです。

それで、今度の新しい基本計画の中で、今後10年間にこのごみ量を、1人あたりのごみ量を半減したいという目標を、リサイクル清掃審議会のほうからいただきましたので、それに沿った形で施策を今後展開していこうというふうに考えております。

【委員】

この18年度で1人1日のごみ量が832グラムですね。これを10年後には半分にするという意味ですか、そういうことですね。400グラムにしていくということですか。例えばこれは19年度の行政評価の結果なんですけど、そういった長期的な目標がありますよね。それと、それからこれなんか3年間ごとの評価になっているのかな、かなり短期ですよ。そうした場合、こういう短期的な取扱いは具体的にどうなるんですか。

【説明者】

短期の取扱いについては、毎年度この基本構想、基本計画と合わせて、実は廃棄物の処理基本計画という10年スパンの計画がまずあります。それも10年後を、先ほど言いましたようにごみを半減したいということを言っているんですね。

毎年、毎年どうするのかというと、単年度計画というのがごみの排出については策定しています。それで、毎年度その実績がどうなったかを追っていこうというふうに思っています。

【委員】

ですから、長期目標はありますよね、3年後の。あとは、これが3年ごとのものだとすると、その長期目標をベースに、じゃ、向こう3年間、これくらい落としていかなければいけないという数量もきちんと立てて管理していくと。

【説明者】

そういうことです。

【委員】

進捗状況をチェックしていくと、こういうことをされるわけですね。

【説明者】

はい、そういうふうになります。

【委員】

わかりました。それともう一つ、ごみ収集時の委託の関係ですけど、資源関係ごみかな、これ民間事業者に委託して効果が上がっていますよと、コスト的にも上がっていますよということなんですけど、この委託を例えば一般ごみといいますか、可燃ごみというんでしょうか、ああいった業務まで拡大するというお考えはいかがですか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。その前段でお話ししますと、ごみと言われて行政が集めている物はまず、資源を集めている。それから、ごみと言われていた物、今、粗大ごみ、それから可燃ごみ、不燃ごみという、そういう分け方を、大ざっぱにさせていただきます。

平成12年に区に移管されましたけども、それまで実は瓶とか缶とかについても、東京都が基本的には集めますということだったんです。瓶と缶、現在、ペットボトルも一緒に集めていますが、これはもともと東京都が始める前に平成5～7年ごろ新宿区が集め始めました。いわゆるリサイクル事業、区の事業ということで位置づけましてやりましたので、23区全体の足並みではないです。区によってはこれも直営でやっているところもありますということで、新宿では最初から委託をしています。

現時点でいいますと、不燃ごみと可燃ごみは直営でやっています。それ以外の粗大、それから資源については、従来職員がやっておりましたが、粗大ごみについては19年4月1日から、一部を除いて委託にして民間の車が回っています。ただ、今までも車とそれから運転手さんは実は借りている車だったんです。収集、積んだりするのは職員がやってい

ましたので、実際にごみを出されている方は同じ色の車が走っていますので、ほとんどおわかりにならない状態なんです、実は以前、資源もそうなんです、資源も新聞、雑誌、段ボールを集積所で集めるときも職員がやっておりましたけれども、これはその前の年ですかね。職員がおりていますので、民間の方がやっていますということで、ただ同じような服を着て、同じような車でやっていますのでおわかりになっていませんが、現在は可燃と不燃だけが直営で、あとはすべて委託です。

委託のやり方もいろいろございますが、基本的には委託というふうにお考えいただいて結構だと思います。そういう面ではまだ可燃と不燃が残っておりますけれども、23区、東京都から事業を移管したときに、東京都知事とそれから労働組合と23区の区長会の会長で、移管に当たって約束をしていることがありまして、基本的に同じような形態でやるというのが約束なんです。東京都の事業は全部直営です、実は。その約束は残っておりますけれども、そうは言ってもということで、約束違反かもしれませんが、やらせていただいているのが現状ということです。

23区の中で例えば粗大ごみを考えますと、粗大ごみをこうやって民間にお願いをしてやっている区が豊島区と足立区、3番目が実は新宿区だったということで。社会状況の変化とか、それから労働組合もありますので、職員のいろんな勤務状況もございますけれども、そういう形で現在は来ています。現在のそういう委託といいますが、いろんな公務員批判とか、それから民間でやれることは民間にということで、そういうベースはあるんですが、現在はそこまで来ています。

不燃と可燃につきましては23区、おしなべて直営でやっているのが現状です。うちの職員もこの6年間で約100人減っておりますので、要するに全国的に見ますと、またいわゆる大都市と言われているところで、直営でごみを集めているのは半分ぐらいですかね。公表していますから、それはよろしいと思うんですけども、職員の平均給与は、新宿区は840万ぐらいですかね、平均給与で。民間の清掃事業というあたりが、これ統計の数字、いろいろ出ていますけれども、私ども民間の事業者さんと委託契約を結ぶときに話をしているのは500万前後の話だと思いますので、そういう意味で6割ぐらい職員のほうが人件費としては高いです。

ただ、人件費、絶対的な人件費と、見ていただくとわかると思いますけども、職員の身分を安定させて、きちんと事故のない、それから採算の合わない、例えば路地の中に行ってみたいな話のところでは、若干お金だけの問題ではないのかもしれませんが、新聞報道されているとおりの状況だと思います。ご指摘のような話だと思いますけども、現状はそういうことになっております。

【部会長】

ほかの方はいかがですか。

【委員】

収集方法について、今そちらがおっしゃられたように、なるべく民間に移していくとい

うことで、今、資源回収については集団回収と行政回収の二本立てですけれども、その行政回収も中身は民間委託になっているということですよね。

それから、事業系でも一部歌舞伎町などでの事業系ごみは民間が集めていると思うんですけど、なるべく民間に移したほうがコストも安いし、それから資源の場合には質のいいものが出てくるのではないかと思うわけですが、実は民間の業者さんへの助成のことなんですけれども、ここの事務事業のほうをみますと、清掃事業費の全部が載っているわけじゃないんですね。清掃事業費全部で75億ぐらいというふうに伺っておりますけれども、ここのを合計してみてもそんなにならないんですが、業者さんへの助成はどういう形で今やっていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

業者さんへの助成といいますと、大ざっぱに言いますとその70数億のうちリサイクルにかかるお金は8億か9億ぐらいです。あと、残りの60数億はごみを集めるお金と、それから焼却をして埋め立てをするお金ですので、それが66億とか65億ぐらいだと思います。

【説明者】

リサイクル清掃課長です。資料の別紙3を見ていただいて、ここは行政回収と集団回収とのリサイクルの全体の数値と、それから真ん中がこれに要した決算額ということで示したものです。

それで、今のご質問のリサイクル活動団体の支援の資源回収委託のこのお話ですが、この決算額が一番下の欄を見ていただきたいんですが、ずっと5台分、2,500万円程度を助成していると、委託しているという実態になってございます。

【委員】

この2,500万というのはどういう形でこういう金額が出てくるんですか。

【説明者】

新宿清掃事務所長です。これは、私、ちょっと話がずれてしまったようでごめんなさい。リサイクル活動予算の支援という予算項目の中で、古い話になるんですが、昭和49年から集団回収というのが始まりまして、そのときに何が始まったかという、各集団回収をやっている団体に報奨金を払うようになりました。昭和50年代、ご存じのようにオイルショックが2度ほどあって、オイルショックのときはドーンと古紙の値段も上がりまして、昭和40年代には新聞1キロ60円という時代がありました。2トン集めて12万円。これは昭和40何年の話ですので、それにしても前の話ですから、ところが波がありまして下がってきたら、それこそちり紙交換にも回らなくなるということがあって、東京都が昭和50年代に業者の支援を始めたんです。

そのとき約1千万円ぐらい、23区のうち、最初6区から始めたんですが、東京都が支援を始めまして、事業者の下支えをしないと結局全部ごみに出してしまうということで、それを受けまして新宿区が業者の支援をしようということで、新宿区内の事業者さんに対し

て2,500万円、出発当時は1千万円ぐらいで始まったと思うんですが、2,500万円の支援をしている中身というのは、最低限ガソリン代だとか、それから車の減価償却費、それから最低限の運転手さんに何がしかの渡せるお金ということで、多分1万9,000円ぐらい1台につき今、支援をしています、5台分。

【委員】

1台につき1万9,000円。

【説明者】

2万円弱です。

【委員】

2人じゃなくて1人乗っていますよね。

【説明者】

ええ、車を運行する最低のお金ということで支援をしております。もう一つありまして、段ボールというのが非常にかさばるけれども、お金にならないという。今はちょっと値段が上がってきていますけれども、それから、昔から生き瓶といましてリターナル瓶を集めています。

私ども行政が集めるようになったのは平成7年からなんですけれども、それ以前も集団回収でリターナル瓶を集めていますということで、残念ながらこれは非常にコストがかかってしまうということで、実はこの保管場所も新宿区は提供していますということで、コストがかかって採算が合わない部分を下支えするというので実は払っている。この新リ協という新宿区のリサイクルをやる団体に払っています。

ところが、この団体以外に新宿区で集団回収に携わっている民間の会社がそれ以外にあります。別に参入自由ですからいっぱいいます。基本的に町会、先ほどおっしゃったように、町会で旗を立てて皆さんご協力というのは結構手間のかかる話なんですけど、これを新リ協をお願いをして、例えば最近300戸のマンションなんかできますけど、マンションができますと、今の私どもの条例で集積場所がありまして、そこにどんときれいに並べた物が出ます。そういうのがそこじゃなくて、支援をしていない民間の業者さんに仕事をしてもらおうという形をしています。

したがって、支援をしているというところは、新宿区内の業者さん全員が入っていますが、当初は、清掃事務所に電話をすると、区内じゃない業者さんをご紹介していただいて、例えば他の団体などに相談すると、新宿区のこういう業者さんを紹介して下さるという時代が、ずっと10何年続いていたんですね、今はないですけれども。

ということで、現在は区内で集団回収をしている民間の業者さんが、区内の業者さんと、それから区外の業者さんがいらっちゃって、区内の業者さんに対しては下支えの費用をお払いしているというのが現状が続いているということで、わかりにくいというか、そういうことになるということです。

【委員】

私が伺いたいのは、資源価格というのは非常に高低が激しいですよ。それで、このシステムが潤滑にうまく回るためには、やはり下支えをしなければならぬ時期もあったと思うんですけども、その資源価格によって高いときも低いときも、業者さんがうまく回せるように採算ラインというのをしっかり守りながら助成のあり方を変えていく必要があるのではないかという意味なんです。

【説明者】

すみません、何か時間だけかかってしまっておめんなさい。一番安かったときは新聞が5円。多分これは全く採算割れということで、今現在は10円ぐらいで回っております。段ボールに至ってはもうただでも引き取らない時期があったんです、新聞、雑誌については。

今は区内に古紙を引き取る業者は1社しかないんです。前にはいっぱいあったんですけど、もう今はやめちゃったりして1社しかない。そこに残念ながらこの業界のしきたりがありまして、そこに入れられる人というのは決まっています、伝統的に。そこへ持っていけば、今、段ボールが、つい最近聞きましたが、1キロ14円で引き取ってくれるそうです。残念ながら段ボール14円で採算が合うかということ、実は合いません。なぜかということ、こんなに積めないんです、スキューブなんか積んでいますと。新聞は積めます。

区によっては、例えば新聞を5円を、10円を切ったらその分を足してあげますよというやり方をしているところもあります。

ただ、区は、私もそう長い間やっているわけじゃないんですけども、昭和50年代からこういう形でやっているというのが現状ではあるんです。

【部会長】

わかりました。

ちょっと時間になってしまいました。どうもありがとうございました。

これにてヒアリングを終了したいと思います。

< 閉会 >